

平成 18 年 10 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

野村証券株式会社
キャピタル・マーケット部

「企業会計基準適用指針公開草案第 19 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」に対する要望

貴会より 9 月 22 日付けで公表されました標記公開草案に関し、下記の点について要望を申し上げます。

記

(1) 意見の該当箇所

公開草案 4 ページ 第 11 項

(2) 意見及び理由

発行会社が自己新株予約権を取得する場合には、取得の対価を自社の株式とする取得条項の行使に基づき取得する場合も考えられます。

第 11 項では、新株予約権の単独発行の場合は取得の対価の種類に係わらず、譲渡とする処理が記載されていますが、第 27 項では転換社債型新株予約権付社債について取得の対価が現金の場合と自社の株式の場合に分けており、また取得の対価が自社の株式の場合は、新株予約権を行使した場合に準じて処理すると記載されています。

新株予約権の単独発行の場合についても、取得の対価の種類に応じた処理について明記していただきたくお願い申し上げます。

(1) 意見の該当箇所

公開草案 7 ページ 第 26 項

(2) 意見及び理由

①取得の条件について

同項では、「自社の株式の市場価格が転換価額を上回ることを条件とした取得条項」とされていますが、募集事項上、取得条項の行使条件として上述のような条件が課されていない場合が想定されます（取得条項付新株予約権付社債の実例のうち 2 社では実質的に、取得条件として期間のみ¹となっています）。このような場合の処理についても明記していただきたくお願い申し上げます。

また、同項では、「自社の株式の市場価格が転換価額を上回ることを条件とした取得条項」について記載され、また第 48 項において、「自社の株式の市場価格が転換価格を下回る場合において、社債金額に基づく金額により現金を対価」とする場合について記載されていますが、いわゆる強制転換社債²を企図し、自社の株式の市場価格が転換価額を下回る状態において、取得の対価を自社の株式とする取得条項も想定されます。このため、このような場合の処理についても明記していただきたくお願い申し上げます。

¹ 「200X 年 X 月 X 日以降、・・・(略)・・・残存する本新株予約権付社債の全部を交付財産と引換えに取得することができる」

² 会社法制の現代化に関する要綱試案（平成 15 年 10 月 22 日）において提案された強制転換条項付新株予約権付社債（第四部／第六／6）。

②取得の条件について

同項では、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」とそれ以外に分類されていますが、仮に、会社法 236 条第 1 項第 7 号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、募集事項において「取得した新株予約権付社債を保有、売却又は消却することができる」と発行会社に選択に委ねる形となっても、会社法 273 条 1 項の規定に基づく取締役会の決議において消却を決議すれば、取得と同時に消却されることとなりますので、例えば、「取得と同時に消却することが明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」というように、記載内容を変更していただきたくお願い申し上げます。

③取得時の時価について

同項で規定する「取得の対価となる自己の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価」について、具体的な測定方法及び測定日についても明記していただきたくお願い申し上げます。

④取得の対価について

取得の対価が「現金と自社の株式で構成される場合」についての処理についても明記していただきたくお願い申し上げます。この場合において、去る 9 月 22 日の企業会計基準委員会では、参考として「IMT：額面以上－株式／額面まで－現金、OTM：額面まで－現金」の場合について議論されていますが、いわゆる強制転換社債の変形³として、自社の株式の市場価格が転換価額を下回る場合に「現金と自社の株式」を取得の対価として行使される取得条項も想定されるため、あわせて処理について明記していただきたくお願い申し上げます。

また、参考として議論されている「IMT：額面以上－株式／額面まで－現金、OTM：額面まで－現金」の場合のうち、取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合については、新株予約権が全て行使され、行使による資本増加額により時価で自己株式を買受けに用いるのと同様の経済効果を有すると考えられます。従いまして、本件のように取引全体を俯瞰したときに資本取引と同様の効果を有する設計となっている取得条項付新株予約権及び新株予約権付社債については、取得・保有・消却に取引を分解するのではなく、資本取引とみなし、簿価ベースでの処理を採用頂きますようお願い申し上げます。会社法改正により新設された取得条項付新株予約権の制度は株式会社の資金調達手段の多様化に資する制度であり、株式会社が本制度の活用に躊躇せざるを得なくなることのなきよう、会計制度からの支援をお願い申し上げます。

以上

³ いわゆる強制転換社債としては、強制転換時に転換価額を時価に修正し、投資家には額面相当分の株式数を交付する商品設計が考えられますが、強制転換社債の変形として、例えば、転換価額の修正について下限転換価額が設定される一方で、交付される株式の価値が額面金額を下回る場合に、額面金額と交付される株式の価値との差額相当分について現金を交付する強制転換社債があります。